

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（第5ブロック用）

〔責任者・指導者・監督等〕

①健康観察カードの確認（以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる）

ア 体調がよくない場合（特に発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

②マスク・フェイスシールド着用をお願い（施設への往復時などを含む）

※マスク着用が望ましいが熱中症や呼吸器への影響も考慮し、運動中のマスク着用は指導責任者の判断とする。着用者がいる場合は状態を確認し、変化に留意する。

③こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒の実施

④他の利用者との距離（できるだけ1m以上）を確保すること

（障害者の誘導や介助を行う場合は除く）

⑤大会参加を強制しない

⑥新型コロナウイルス感染症を発症した場合、責任者に対し速やかに報告（濃厚接触者の有無等）すること（行動記録を基に確認）

⑦大会参加者の確認（氏名・年齢・生年月日・住所・緊急連絡先）

※未成年者の場合は保護者連絡先含む

⑧大会参加者には、試合前2週間分の健康観察カードを記入し、提出を義務付ける

※1カ月の保管をする

⑨上記①～⑧を除く責任者が決めた「感染防止のための措置」の遵守

〔選手〕

①健康観察カードで体調を毎日記録し、2週間分の健康観察カードを大会主催者に提出をする。

※提出しなければ大会に出場できない。

②利用前2週間における下記事項の報告

ア 新型コロナウイルス感染陽性とされた者との濃厚接触

イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる

ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

③マスク・フェイスシールド着用

※試合以外は常時、マスクを着用する

息苦しい・暑いなどの体調の異変はすぐに申し出ること

- ④こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒の実施
- ⑤練習および柔道場・施設利用前後の「三つの密」の回避
(会話時のマスク着用や手洗い・うがいなどの感染対策に十分に配慮すること)

〔道場・施設〕

(1) 手洗い場所

- ①他の利用者との距離 (できるだけ 1 m 以上) を確保すること
(障害者の誘導や介助を行う場合は除く)
- ②手洗い方法等の掲示
- ③手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参
- ④手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること

(2) 更衣室・休憩スペース

- ①広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること
- ②対面食事や会話をしないようにすること
- ③広さにゆとりを持たせることが難しい場合は、利用数を制限する等の措置を講じること
- ④複数の利用者が触れる場所 (ドアノブ・椅子・テーブル等) については、こまめに消毒を行うこと
- ⑤入退室の前後に手洗いをする

(3) トイレ

- ①複数の利用者が触れる場所 (ドアノブ・水洗いのレバー等) については、こまめに消毒すること
- ②トイレの蓋を閉めて汚物を流すように声掛けをすること
- ③手洗い場には石鹸 (ポンプ型が望ましい) を用意すること
- ④手洗い方法等の掲示
- ⑤手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参

(4) 施設的环境

- ①換気扇の使用や窓の開放等、換気に気を付けること
- ②畳や床は、最初と最後に消毒を行うこと
※界面活性剤を使用し、雑巾で拭く
- ③ゴミはビニール袋等に入れて密閉する
※ゴミ回収時はマスクを着用し、終わり次第、手洗い・消毒を行う
- ④不特定多数が触れる部分を大会前・後に消毒すること